

身延山納骨規定

身延山には納骨の規定があります。この規定は左記の通りです。

- | | | | |
|---|-------------|-------|-------|
| ① | 普通納骨 | 一霊につき | 五万円也 |
| ② | 五ヶ年納骨 | 一霊につき | 十万円也 |
| ③ | 十ヶ年納骨 | 一霊につき | 二十万円也 |
| ④ | 二十ヶ年納骨 | 一霊につき | 三十万円也 |
| ⑤ | 五十ヶ年納骨 | 一霊につき | 五十万円也 |
| ⑥ | 全骨納骨（五十年扱い） | 一霊につき | 二百万円也 |
- 全骨です。
- お骨は分骨に限りません。

※五十年納骨のお骨安置期間は五十年間、回向は永代に渡り行われます。五十年後にお骨は合同供養塔に埋葬されます。全骨もそれにより準じます。その他の納骨は安置期間終了と共に戒名読み上げによる個々の供養も終了となります。

以上のように、六つの規定があります。

◆普通納骨

普通納骨については、朝勤、昼勤、夕勤、夜勤（身延山では夏期が朝、五時から、冬期は朝、六時から）の朝勤、昼十二時から、夕勤、午後三時から、夕勤が執りおこなわれます。のいづれかに於いて、お塔婆と、ご回向を申し上げ、お骨は後日、身延山西谷の御廟所にある合同の供養塔に納められます。

◆納骨五ヶ年以上

納骨五ヶ年以上については、身延山規定の白木の位牌・お骨箱（六cm立方）に納め、ご回向の後、久遠寺内の仏殿納牌堂、新納牌堂等に安置されます。

◆納骨二十年、五十年

納骨二十年、五十年に付きましては、日時の指定が出来ます。時間は午前九時、十時、十一時、午後一時、二時、四時の何れかの時間で特別法要を行う事が出来ます。

◇これからご納骨（納牌、納写、遺品等を含む）のご供養をお申し込みになる方は、まず持つてお電話を下さい。又、お申し込みの際には、施主様のご住所、氏名と、亡くなられた方の命日、法号、俗名、続柄等を予め封書か、ファックスにてお送り頂ければ幸いです。

◆納骨期間

ご納骨を安置する期間は、お申し込みの年数により異なります。期限が参りますと、身延山よりその旨を郵送にてご通知申し上げます。

※尚、納骨①～⑤は、お墓からの一部、納めている所からの一部で、分骨（六cm四方の箱に収まる量）に限りません。

〒四〇九―二五九三 山梨県南巨摩郡身延町身延三五六七身延山久遠寺 法務部

電話 ○五五六―六二―一〇一一 FAX ○五五六―六二―一〇九四